

加古川市教育委員会通学区域特認校制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市立小学校、中学校及び義務教育学校校区規則（昭和60年教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）に基づき、通学区域の弾力化の観点から実施する通学区域特認校（以下「特認校」という。）制度について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 特認校制度とは、通学区域の弾力化の観点から、特色ある教育活動を展開している学校を教育長が特認校に指定し、保護者が、その特認校がもつ特色の中で児童及び生徒に教育を受けさせたいと希望する場合に、就学条件等について考慮した上で、通学区域外から特認校への就学が認められる制度をいう。

(特認校の指定又は解除)

第3条 特認校の指定は、校長の意見を聴取した上で、教育長が行う。ただし、新設する学校については、開校の前に教育長が指定する。

2 特認校の指定の解除は、校長の意見を聴取した上で、教育長が行う。

(募集人数)

第4条 募集人数は、特認校の校長の意見を聴取した上で、教育長が定める。

(特認校への就学)

第5条 保護者は、次の各号のいずれにも該当する場合には、特認校への就学を申請することができる。ただし、規則第4条に規定する指定校が就学を希望する特認校である場合を除く。

- (1) 児童又は生徒及び保護者が共に加古川市内に居住していること。
 - (2) 特認校での学習や活動ができる心身の状況にある児童又は生徒であること。
 - (3) 保護者が特認校の教育活動を理解し、地域との交流活動に協力できること。
 - (4) 保護者の負担と責任により、児童又は生徒を安全に通学させることができること。
 - (5) 児童又は生徒が、卒業（9年生）までの間通学する意思を有すること。
- 2 保護者は、前項の規定による申請をしようとするときは、あらかじめ定められた期間内に教育委員会に対して、通学区域特認校就学申請書（様式第1号）を提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申請を受けた教育委員会は、第1項に定める就学条件の確認を行った上で、就学を認めるときは、保護者に通学区域特認校就学許可通知書（様式第2号）をもって通知する。
- 4 申請のあった児童又は生徒の数が募集人数を超えた場合は、抽選を行う。
- 5 特認校に指定された学校の校区に住所を有する児童又は生徒が加古川市内で転居した場合は、第2項に規定する通学区域特認校就学申請書を教育委員会に提出することにより、引き続き当該特認校に就学することができる。

- 6 第3条第2項の規定に基づき特認校の指定が解除された場合、又は通学区域外から就学する児童若しくは生徒又は保護者の事情により当該特認校への就学が困難になった場合は、当該児童又は生徒について、教育委員会は、規則第2条及び第3条の別表に基づいて就学すべき学校を指定する。ただし、特認校の指定が解除された場合において、当該校への就学を希望し、当該学校長が認めた場合については、引き続き同校に就学することができる。

(就学許可の取消)

第6条 教育委員会は、特認校への就学を許可した後において、申請の事実と異なっていたこと、又は前条に規定する就学条件を満たさなくなったことが判明したときは、就学許可を取り消すことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により許可を取り消すときは、通学区域特認校就学許可取消通知書（様式第3号）により、保護者へ通知する。

- 3 前項の規定による通知があった児童又は生徒は、規則第2条の別表に規定する指定校に就学する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、特認校制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。